

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 15    | 日高川町 国民年金事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高川町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

和歌山県日高川町長

## 公表日

令和1年6月27日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                             |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 国民年金関連事務   |
| ②事務の概要   | 国民年金法(昭和34年4月法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月法律第166号)その他関連する法律、条令の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、国民年金制度に係る届書、申請書、申出書又は請求書の提出に伴う審査・受理に関する事務処理を行う。<br><br>1. 被保険者の資格管理<br>2. 年金受給に伴う裁定請求・未支給年金等受付<br>3. 国民年金保険料の免除等申請受付<br>4. 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告<br>5. 日本年金機構への異動報告、所得情報提供などの進達) |
| ③システムの名称   | 国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                                   |  |
| 1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 特別障害給付金受給者ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                                       |  |
| 法令上の根拠   | 番号法第9条第1項 別表第一 項番31<br>「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                         |  |
| ①実施の有無   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠  | 番号法第19条第1号、第7号(別表第二)<br>(別表第二における情報提供の根拠)第7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110項<br>(別表第二における情報照会の根拠)第47,48,49,50項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                                |  |
| ①部署  | 住民課  |
| ②所属長の役職名   | 住民課長   |
| 6. 他の評価実施機関                                      |  |
| 必要に応じて記載   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                           |  |
| 請求先  | 日高川町総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                         |  |
| 連絡先  | 日高川町総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和1年6月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |                              |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                      | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |                              |  |
| 実施の有無   | [ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

